

<論文>

行政長官ヒューバート・ウォルターの州長官政策

～リチャード1世期の軍役代納金の徴収状況の分析を通じて～

荒木洋育

<リチャード1世期研究の概況>

中世イングランド史についての過去の研究において、リチャード1世期(1189-99)は、これまで、特にその前後の時代と比べて、やや等閑に付されてきた時代とあって良いであろう。そして、この時期について「通史」として包括的に扱った研究は、邦人研究者によるものは現時点では皆無であり、欧文によるものも過去に4点ほどしか出されていない。また、それらの内容も、註が付されていなかったり、軍事関係に記述が偏るなど問題が多いと言わざるをえない¹。しかし、一方、この時期を含む12世紀後半から13世紀前半の時代、すなわちヘンリー2世の時代から彼の孫の治世にかけての時代は、中世イングランドの中でも和洋を問わずもっとも研究の豊かな時代の一つといえる。本国たる英国の研究はもとより、わが国においても、古くは佐藤伊久男氏から最近の都築彰氏に至る諸研究者たちによって、研究実績が豊富に蓄積されている²。また、特定の分野に関心が集中されている研究も、S.K. ミッチェルによる税制史研究、W.A.モリスによる州長官(sheriff)権限に関する研究³、わが国においては城戸毅氏による財政史研究など⁴、豊富である。しかし、これら豊富な研究のうちで、邦語によるものにおいては、リチャード1世期については、大体において簡単な記述しか行われていない。従って、リチャード1世期を対象とする本稿において、研究史的な考察を行う場合は、主に、欧文によるものに頼らざるをえない。

このように、リチャード1世期のイングランドの内政については、史料が特にこのあとのジョンの時代に比べて相対的に少ないこともあって、特にわが国においては十分な研究が行われてきたとはいえない。確かに、十字軍などの軍事面はともかく、内政面においては、この時期は前後のヘンリー2世期やジョン期に比較して、研究者の関心を招くような外的事件に乏しいことは事実であると言わざるをえない。以下においては、このリチャード1世期のイングランド内政面での特徴について、先に挙げたような過去の研究を参考として、考察を行うこととする。

中世イングランド史上におけるリチャード1世期の特徴は、S.B.クライムズ、F.バーロウ、G.O.セイルズによる研究⁵などによれば、以下に挙げるような二点に集約することが可能であろう。

<国王不在の常態化とそれに伴う行政長官(justiciar)権限の拡大>

イングランドの王位が12世紀前半における長期の戦乱の後、アンジュー伯であったアンリによって継承されたことにより(ヘンリー2世)、イングランド王家は従来保有してきたノルマンディー公領に加えて、広大な大陸所領を新たに保有することとなった。これによって成立したスコットランド国境地帯からピレネー山脈に至る一種の領邦集合体は通常研究者た

ちにより「アンジュー帝国」と総称されるが、この「帝国」を構成する各領邦（イングランド王国・ノルマンディー公領・アンジュー伯領・ポワトゥー伯領・ブルターニュ伯領・アキテーヌ公領）は「帝国」に編入されて単一の君主の支配下に入った後も、行財政機構の面においてそれぞれ強い独自性を保持していた。そのため、この「帝国」の統一性は支配者であるアンジュー家の諸君主の個性に専ら依存することとなる。この「アンジュー帝国」を実現したヘンリー2世はその治世の全体を通じて、この「帝国」を、各領邦の独自性を尊重しつつ「統一体」として有効に統治することを可能とする体制の創出に努力するが、治世末年にいたってそれに一応成功し、この時期につくられた体制が基本的にはジョンの治世に至るまで継続することとなった。その統治構造は、J.ブサル、ル=パトレル、J.ギリングムおよび我国の佐藤伊久男氏らの諸研究⁶においてほぼ一致を見ているところに従えば、以下のようなものである。

即ち、アンジュー家の諸君主は支配領域の統一性を維持する手段として各所領を頻繁に巡回し、それに宮内府所属の官僚も同行して、巡回先において法廷や評議会などがこの「移動する宮廷」によって主宰される。そして、君主は各所領それぞれについて、その在地政府を行財政・司法両面について統轄する「代理人」（イングランドにおいては行政長官、大陸所領においてはセネシャル[senechal]など）を指名して彼らに自らの不在時における行政府指揮権を委任する。そして、それら「代理人」たちの指揮下に、所領内の各地域を担当するより下位の行政官たち（イングランドにおいては州長官、大陸においてはプレヴォ[prevot]など）がおかれる、という三層からなる統治構造である。

このような統治構造により、イングランドについてみれば、「国王」が大陸所領、つまり国外に滞在することが多くなったのはある程度必然的な結果といえ、すでにヘンリー2世の治世においてもその傾向は強くみられた。しかし、この傾向は次のリチャード1世の治世において甚だしくなる。彼は英語を解さず、イングランドに滞在したのは自らの戴冠式から十字軍への出発⁷に至る時期（1189年8-12月）、および十字軍から帰還⁸して国内の治安回復や評議会の主催⁹をしてから大陸所領をめぐる戦闘に出発するまでの時期（1194年3-5月）の二度、治世十年のうちわずかに六ヶ月に過ぎない。つまり、彼の治世の大半においてイングランドは国王不在の状況にあったといえる。しかしこのことにより行政長官に管轄されるイングランド行政府の整備がむしろ促進されることとなった。

この行政長官への国王不在時における国王権限の委託はすでにヘンリー2世の治世初期からみられるが、委託の対象が行政長官に統一され、また委託の内容が確立するのは先述したように、彼の治世末年に至ってからである。この時期に至って、国王の「代理人」として、在任中は国王個人とは分離したイングランド行政府の行政・司法の最高指揮権を掌握する官職としての行政長官の地位が確立する¹⁰。

次のリチャード1世の治世の前半においては、行政長官の地位に若干の動揺がみられる¹¹が、十字軍からの帰還の際に彼の側近ヒューバート・ウォルターがこの職に任ぜられ¹²、また同時にカンタベリー大司教にもリチャードの推薦により選出された。これにより彼は¹³イングランドの聖俗両最高職を兼任することとなって、行政長官職の地位はかつてないほど高まっ

た。ヒューバートはこのような安定した地位を背景として、後述するような活発な行・財政改革を行い、国内の平和を維持することにもほぼ成功した。彼の退任¹⁴後は、国王不在という状況、即ち大陸所領の存在こそが権能の拠り所であった行政長官職自体が大陸所領の喪失によって地位が次第に低下したこともあって、彼の後継者に彼の地位を凌駕するような人物は現れなかった¹⁵。このような事実を根拠として、ウェストなどの研究者は、このヒューバートが行政長官職にあった時期（1193-1198年）を中世イングランドにおける行政長官職の最盛期と結論づけている¹⁶。

<治世全体を通じての財政難とそれに対するヒューバート・ウォルターによる行・財政改革>

この時期を研究の対象とする研究者たちのほとんどに指摘される特徴として、リチャードの治世全体を通じての支出増大、財政難が挙げられる。その要因となったのが、リチャード自身による活発な軍事行動（十字軍、大陸所領に関係する戦役）のための軍事費の増大、そしてリチャードの十字軍からの帰途に起きた皇帝ハインリヒ6世による捕囚事件に起因する多額の国王身代金の存在である。この国王捕囚事件については紙面の都合上その事実経過について詳しく触れる余裕はないが、リチャードの解放の条件として支払いが求められた国王身代金の金額（15万マーク）は当時のイングランドにとっては捻出が極めて困難なものであった¹⁷。しかもリチャードが大陸所領をめぐるフランスに対する軍事行動を本格化させるのはそれ以後のことであり、結果として、特にヒューバートが行政長官の地位にあったリチャードの治世後半は財政難が特に甚だしくなり、それへの対応としてイングランドでは極限に近い大規模な課税が要請され、実行されるどころとなった。このような状況について、たとえばウェストは、「イングランド史上もっとも重税が課された時代」とまで論評している¹⁸。

これらの課税およびそれに伴う税制上の改革は主としてリチャードが十字軍から帰還した後大陸に再度渡航するまでの時期に行われているが、その内容は王領地、都市を対象としたタリッジtallegeという強制力の強い税¹⁹、領主層を対象とした軍役代納金（scutage）、四分の一税、羊毛を対象とした税など、文字通りイングランド国内のあらゆる地域、階層を対象としたものとなっている。またここではその内容を詳しく述べる紙面上の余裕はないが、土地を賦課の基準とした全国課税でしばらく省みられていなかったデーゲルド（danegeld）の復活およびその賦課単位についての改革がこの時期に行われている²⁰。ヒューバートが行政長官として主導したこれらの課税政策の特徴としては、財政難の克服のために従来あった税を充実させるだけでなく、古い税の復活や新たな徴税方式の採用も行われた点が指摘されている。

また以上のような政策によって必然的に増大する歳入の増加に対処するために、ヒューバートはイングランド行政府組織についても改革を行うこととなった。まず、イングランド行政府の中核的存在であった財務府(exchequer)は、ヘンリー2世の治世にはイングランドの財政、司法双方を管轄していたが、その後の財政・司法関係の職務の増大のために両者の職務を兼ねることが困難となり、13世紀には司法関係の職務が財務府から独立してベンチ（bench）という新たな部署を構成することとなる。その分離の時期として研究者たちに有

力視されているのがこのヒューバートが行政長官の任にあった時期である²¹。即ち、この時期のあたりから財務府所属の官僚たちの間に財政関係の職務を主として扱うものと司法関係の職務を主として扱うものとの区別が現れてくることが史料の上からも確かめられるとされているのである。また、彼の在任期間中には、そのほか、イングランド国内における計量単位の統一²²や、国内の治安維持を目的として、各領主に平和維持の宣誓書を提出させる「平和に関する布告」などが行われている²³。そして、これらの政策を全国に浸透させる手段として、先に述べたような統治構造からもうかがわれるように、州長官の役割、およびそれに対する政策の重要性が増してくる。（このヒューバートの州長官政策については後述する）。このように、ヒューバートの行政長官在任中に行われたこれらの行財政政策は、もとはといえば深刻な財政難に起因するものであるが、研究者の多くが指摘するように、結果として、財務府に代表されるイングランド行政府組織の職務の専門化・整備が進み、ヘンリー2世の治世に行われていたイングランドの行政・司法の効率化を更に前進させる役割を果たしたといえる。そして中には、上述したように、その成果が次の世紀におよんだものも少なくない。

ここに挙げた、リチャード1世期のイングランド内政の特徴とされる2点に鑑みると、この時代は単なるヘンリー2世期とジョン期の中間にあるというだけでなく、むしろ、特にイングランドについては、（特に後者の点については）次の時代に継承されるような要素を含む、研究上非常に重要な時代ではないかとも考えられるのである。

<本稿の目的>

先に述べたように、リチャード1世の治世の、特に後半におけるイングランド行政をみるときに、行政長官であるヒューバート・ウォルターの存在を無視することはできない。リチャードの治世の後半に、彼の活発な軍事活動や国王身代金に起因して甚だしくなった財政難の克服がその時期のイングランド行政府の最大の課題となり、そのために、行政長官として上述したような様々な行財政政策の遂行の指揮を執ったのがヒューバートであった。従って、本稿においては、リチャードの治世におけるイングランドの行政の状態をみる一つの視点として、彼の政策についての論評を試みることにする。

まず、ウェスト、ヤング、チェイニーなどの過去の研究においては、ヒューバートが行政長官として主導した政策については、大体において好意的な評価が下されているといえる²⁴。これらの研究においては、行政長官ヒューバートは、国王リチャードの全面的な信頼をえて、直面した危機を巧みに処理した有能な行政官、という像が一般的であり、クライムズに至っては、彼のことを、「中世イングランドにおける最高の行政官」とまで評価している²⁵。しかし数の上では少ないものの、このような見方に異議を唱え、ヒューバートに対する過大な評価を戒めているような研究も存在する。例えば、セイルズは、ヒューバートの行政長官としての統治を「強力な統治」と評価しつつも、同時に、このような統治はあくまでも非常時にのみ可能であったと指摘している²⁶。また、ホルトは、彼の論文の中で、国王リチャードのイングランド宛書簡を根拠として、リチャードとヒューバートの間の政策志向の面でのずれを指摘し、またこの時期のリチャードとイングランド行政府との間の軋轢をも指摘している²⁷。

しかし、いずれにせよ、ヒューバートの行財政政策について論評する際には、イングランド行政府という狭い枠組みの中のみでとらえるのは適切ではないであろう。むしろ、先に挙げたような、この時期のイングランドの統治構造を考えれば、更に範囲を広げて、イングランド行政府とその指揮下で各地域の行政を行う州長官、そしてイングランド領主層との関係にまで考察の範囲を広げたほうが適切ではないだろうか。

モリスなどの過去の研究²⁸に従えば、12世紀後半は、イングランドの州長官に対する行政府による統制・監視が強化され、また、それと平行して課税について「絶対主義的」手法が取られたために、「州長官の徴税官としての役割が頂点に達した²⁹」時期とされている。従って、過去の研究の多くがやはり指摘しているように、行政長官在任中を通じて財政難に直面していたヒューバートが、地方行政の担い手としてだけでなく徴税官としての州長官の役割に着目したのはむしろ当然であったと思われる³⁰。彼は、行政長官就任後まもなく、1194年にイングランドを隈無く巡回を行って、各地域の州長官の人事交代を行っている³¹。そして、その2年後に再度行われた巡回・監査と併せて、州長官の役割についての改革が行われた³²。その改革の性格について一言で言えば、州長官がそれまで保持していた司法・財政権限について、より行政府の直接管理を強化したというものである。このように、ヒューバートの政策遂行の上で、特に徴税面については、州長官が占めた役割は非常に大きかったことが推測されるのである。従って、徴税面における州長官たちの実績を分析することが、同時に彼らを統轄するイングランド行政府、そしてその行政府を更に統轄するヒューバートの統治実績を分析することにつながるのではないかと考えられるのである。そして、その際に分析の対象として、特にイングランド領主層との関連において注目されるのが、軍役代納金である。

この軍役代納金(scutage)という税は、臨時税の一種であり、またその課税対象はイングランド領主層である。また、臨時税という性格上、その賦課の目的が明確に史料に記載されているため、他の税と比較してその賦課・徴収状況と課税目的の関連づけが容易である。したがって、ヒューバートの施策とイングランド領主層との関係をみる上ではその徴収状況を分析することが最適の手段ではないかと考えられるのである。

以上のことから、本稿においては、軍役代納金の州長官による徴収状況の分析を通じて、行政長官ヒューバート・ウォルターの治績についての論評を試みることにする。

<軍役代納金の徴収状況についての分析>

いわゆる軍役代納金と称される税がイングランド史に登場するのは12世紀後半、ヘンリー2世の治世においてであるが、その登場の背景は、S.K.ミッチェル、M.ポウィック、W.L.ウォレンなどの諸説に従うと、次のようなものである³³。即ち、12世紀に至ると、従来イングランドの軍事力を中心的に担ってきた封臣たちの軍務奉仕による封建的軍隊の様々な矛盾が表面化し、イングランド王たちは、傭兵への依存度を次第に強めることとなった。ヘンリー2世は特に傭兵を様々な戦役で大量に用いた³⁴が、この時期の武具や軍馬の値段の高騰による傭兵に対する賃金の上昇と相まって、そのことは軍事費の増大をもたらした³⁵、そのため

の新たな財源を創出する必要に迫られたヘンリーは軍役義務の金納化に着目したのである。そして、この軍役代納金の賦課の単位としてヘンリーはいわゆる騎士保有数(knight's fee)を定め、1166年にイングランド全土についてその調査を行っている³⁶。

そして、従来の研究に従うならば、リチャード1世期はこの軍役代納金の性格が著しく変化した時期とされている。即ち、軍事費の更なる高騰に対処するために、新たに軍務免除をその条件とする科料(fine)がこのころ新たに導入されて³⁷、軍役代納金の支払いと軍務免除との関係が不明確となり、軍役代納金が純然たる、イングランド領主層をその対象とする「税」としての性格を帯びることとなったのである³⁸。この軍役代納金の「租税化」は後のジョンの治世になると更にはっきりすることとなる³⁹。しかし、先にも述べたように、この時期においては軍役代納金はあくまで特定の戦役を対象として領主層に賦課される臨時的なものであり、従って、史料である財務府文書(Pipe Rolls)の該当部分には賦課の目的となる戦役の名称が記載されている。

ヒューバート・ウォルターが行政長官に就任した当時(1193)直面していた問題は、先にも述べたように国王リチャードの身代金支払いであった。彼の任期中における最初の賦課はそれを目的としたものであり、騎士保有毎20シリングの賦課率のこの軍役代納金の徴収が翌年から開始されている⁴⁰。時期を置いて、同じ賦課率による軍役代納金が二度にわたり賦課されたが、それらは、リチャードの大陸所領をめぐるフランスとの戦闘を行う軍事費の捻出がその賦課の目的とされていた。これらの軍役代納金の徴収はいずれも1196年に開始されている⁴¹。この三度の軍役代納金の賦課がヒューバートの在任中の賦課の全てであり、財務府文書においては、それぞれ、「国王の身代金のための軍役代納金(scutagium ad Redemptionem Domini Regis)」、「ノルマンディーの第二の軍役代納金(secundum Scutagium Normaniae)」、「ノルマンディーの第三の軍役代納金(Tercium Scutagium Normaniae)」というかたちで表記されている。本稿においては、以上の3度の軍役代納金の徴収状況を分析の対象とすることとする。

次に、この時代のイングランドの財政状況を分析する際に不可欠な史料として、財務府文書(Pipe Rolls)がある⁴²。本稿においてはこれを史料として使用するが、この史料には、軍役代納金を含め当時のイングランドにおける租税の大部分についての徴収状況が年度別に記録されており史料として貴重な存在であるものの、同時に問題点もいくつかある。第一に、これはノルマンディー公領における同種のものとは比べてはるかに保存状況は良好であるものの⁴³、散逸箇所、あるいは解読困難な箇所がいくつかある(後出の表にその旨注記)。また、残されている記事についても問題がある。書式としては、軍役代納金の場合、上述したようなそれぞれの賦課の目的が趣旨説明のようにまず記されて、そのあとに徴収状況が記される形を取っているが、いくつかの州においては、軍役代納金という趣旨説明がされている項目内に別の税に関する徴収記事が挿入されている場合があり⁴⁴またその逆の場合もある⁴⁵。また、軍役代納金が賦課されたものの氏名は記録されているものの、彼らが負担した賦課額については全く記録が残されていない箇所もある⁴⁶。従って、このような史料上の難点のため、分析に際して使用する負担者の総数などの数値の正確な確定は極めて困難であり、従って、後出の表に記されている数値はあくまで暫定的なものであることをあらかじめ承知されたい。

しかし、このような制約の中であっても、徴収状況についての全体としての傾向は明確に現れるであろうし、実際に明確な結果を得ることができたと考えられるのである。

この財務府文書において、上述したような三度の軍役代納金の徴収状況は、次のようなかたちで記されている。

*「国王身代金のための軍役代納金」（以下Aと略記）

史料に徴収関係記事が登場するのはウォリックシャー、ラットランドなど少数の州を除いて大部分の地域が1194年度分からである⁴⁷。また、趣旨の表現も地域によって若干の相違がみられ、ハンプシャーにおいては、1197年度分までは該当する徴収記事の趣旨部分が上述のように記されていながら、1198年度分以降はその部分が「（ノルマンディーの）第一の身代金」のように変更されている。但し、この場合においても、対象となっている徴収記事の内容が変更前のものと符合しているため、同一の軍役代納金を対象とした記事として扱うことができると考えられる⁴⁸。

*「ノルマンディーの第二の軍役代納金」（以下B）

*「ノルマンディーの第三の軍役代納金」（以下C）

これらの軍役代納金についての徴収関係記事が史料に登場するのは、シュロップシャーなど少数を除いて大部分の地域が1196年度分からである⁴⁹。また、Aと同様、趣旨の表現については地域によって若干の相違があるが、Aほどその相違は大きくない⁵⁰。

そして、本稿においては、軍役代納金の徴収状況について分析を行う時間的範囲については、ヒューバート・ウォルターが行政長官に就任して課税に関与していたと考えられる時期の最初に当たる1194年度分から最後の時期と考えられる1198年度分までをその範囲とすることとする。

<軍役代納金の徴収状況についての分析>

それでは、上述したような範囲の中で軍役代納金の徴収状況についての分析を行うこととするが、ここで分析の指標について少し述べることにする。

軍役代納金が負担者から財務府に納入される経過については財務府文書に詳しく記録されている。それによれば、その経過は多種多様であるが、全体の傾向としては、以下に挙げるような二種類の方法に大別できる。一つは、負担者からその地域の州長官が賦課額を徴収して、彼らが財務府に提出する方法である。もう一つは、それ以外の方法、例えば負担者が直接財務府に納入するなどの、州長官を経由しない方法である⁵¹。本稿では、この二種類の納入方法による徴収状況を比較することによって、ヒューバートの州長官政策を徴税面から評価することを試みる。そして、その際に、徴収実績を分析する基準として、納入未完了者という基準を設定する。その定義として、上述したような、本稿において軍役代納金の徴収状況の分析の対象としている期間において、指定された賦課額の納入が終了しなかったものをそのように規定することとする。このような指標のもとに、軍役代納金の徴収状況を検索し、整理したものが後出の表である。以下の分析においては、この表に従って、国王身代金支払いを賦課の目的とするA、大陸所領をめぐる戦闘のための軍事費捻出を目的とするB、Cの順

にみることにする。

まず、Aについては、州長官が徴収を行ったことが史料に記録されているのは133件、それ以外の納入手段が執られたことが記録されているのが210件である。そのうち、ヒューバートの行政長官在任中において納入が完了していないことが判明するものは、前者においては6件、後者においては59件である。この結果より、Aについては、州長官が納入に関与した分については指標の該当者がほとんどみられないのに対し、それ以外の納入手段が執られた分については、該当者数が賦課総数に対して約1/4強を占めていることが分かる。従って、このことより、Aについては、州長官が徴税官として良好な実績を残していることが推察され、同様に、ヒューバートが行った州長官統制策が、この賦課については財政面で目に見える成果を収めていると結論できるのではないだろうか。

次に、Bについては、州長官によって納入されたとの記事が史料にみられるものが91件、それ以外の納入手段が執られているものが225件となる。そのうち、納入が完了していないことが判明するものが前者においては21件、後者においては110件となっている。最後に、Cについては、州長官によって徴収が行われたことが記録されているものが78件、それ以外の納入手段が執られたとの記述があるものが230件となっている。そのうち、納入が完了していないものが前者においては44件、後者においては102件となっている。この結果から、B、CにおいてはAとは全く異なる状況が生じていることが分かる。つまり、州長官が徴収を行った部分における納入未完了者の増加、即ち徴収率の低下である。Bにおいては、州長官が徴収を担当した部分における未完了者数の賦課総数に対する割合は約2/9であり、これは、それ以外の納入手段が執られている部分における該当者数の賦課総数に対する割合の約1/2に比べると低いものの、その格差はAにおいてのものと比較して縮小していることが分かる。そして、このような傾向はCにおいてより明確なものとなる。この賦課においては、州長官による徴収の部分における該当者数の賦課総数に対する割合は約3/5に達しており、この数値はそれ以外の納入手段が執られた部分における該当者数の賦課総数に対する割合約2/5を逆に上回っているのである。つまり、このCの賦課においては、州長官が軍役代納金の徴収を担当した部分の納入成績は、それ以外の手段で納入された部分の徴収実績を下回っているのである。

しかし、ここである程度考慮を必要とする事柄がある。それは、州長官の租税徴収への関与の程度についての地域的格差の問題である。例えば、コーンウォールのような地域においては、州長官がその地域全体の軍役代納金の徴収を一括して担当している⁵²。しかし、一方においては、例えばリンカーンシャーの場合のように、賦課総数自体は極めて高いにも関わらず、その徴収についての州長官の関与が全く史料に記録されていない地域もあるのである⁵³。このように、州長官の租税徴収への関与の程度には地域差が非常に甚だしいことが分かるのである。

ともあれ、この分析により、以下のような推論を導くことが可能であろう。まず、国王身代金支払いのための軍役代納金賦課については、州長官が徴収に関与している部分のほうが、それ以外の納入手段を執ったものと比較して、はるかに良好な実績を上げている。しかし、大陸

所領をめぐる戦役の軍事費調達を目的としている賦課においては、状況が一変し、州長官が徴収を担当した部分の徴収実績がそれ以外の納入手段を執った部分の徴収実績に対して、相対的に大きく低下している。従って、前者の賦課においては州長官を徴税官として重視し統制を強化するヒューバートの政策が一定の成果を収めていることが推察されるが、後者の賦課においては、成果が上がっていないことが推察されるのである。従って、ヒューバートの政策は、少なくともその州長官に対する政策の部分においては、その目的とする財政難の克服に対しては、その効果があくまで一時的なものであったことを結論することができよう。

もっとも、紙面の都合上ここで詳しく言及することはできないが、大陸所領をめぐる戦役についての軍事費調達を目的とする軍役代納金賦課における徴収実績および負担者たちの納入意志が、国王身代金支払いを目的とする賦課のそれと比べて全体の傾向として大きく低下していることは、史料から読みとれるので、ヒューバートの州長官政策が失敗に終わったと直ちに結論することはできない。しかし、その効果が全体的な傾向を変えるほどではなかったとは結論できるのではないだろうか。

<終わりに>

ここまで、史料としてイングランド財務府文書を使用して、主として財政的側面からヒューバート・ウォルターの行財政政策を評価することを試みてきた。ヒューバートの在任中に、それ以前に比べて格段に多い三度も軍役代納金の賦課が行われたことは、当時のイングランド財政の深刻な状態を物語るものであるが、同時にそのような財政難を乗り切ろうとするヒューバートの努力をも物語るものであるといえるであろう。このことは彼の州長官政策についてもまたいえることである。しかし、国王身代金支払いを目的とした軍役代納金の賦課と、大陸所領戦役の軍事費調達を目的とした賦課とにおける徴収状況の変化をみると、同時期のイングランド領主層はまた別の独自の動き・傾向があったことが分かる。彼らは、国王であるところのリチャード1世自身の安否には強い関心を持っていたことが前者の賦課からうかがえる。しかし、同時に、後者の賦課からは、リチャードがおそらくはもっとも関心を持っていたところの大陸所領の防衛についてはあまり強い関心を持っていなかったことがうかがえるのである。この国王とイングランド領主層のずれは次の代にいたって表面化することとなるが、今までの分析の結果から、この両者の間に立ってそのずれを修復しようと努力する一人のイングランド行政府の責任者の姿が現れてくるように思われるのである。確かに彼の努力は必ずしも、少なくとも研究者の多くが指摘するほどには成果を上げたとはいえないかもしれないが、少なくとも、本稿の最初の部分にも述べたように、いくつかの遺産を後代に残したのである。

ただ、本稿については、分析とした対象が極めて限定的なものであるので、結論を述べるには不十分な点が数多く残された。より対象を拡大して、この主題についての議論を更に進めることが、今後の私の課題である。

《註》

1. ここで言及しているリチャード1世期に関する「通史」的な研究は、以下のようなものである。ABridge, *Richard the Lionheart*, Grafton 1989.; J.Gillingham, *Richard the Lionheart*, London 1978.; J.T.Appleby, *England without*

Richard, London 1978.;K.Norgate, *Richard the Lionheart*, London 1924.

2. S. K. Mitchell, *Taxation in Medieval England*, New Haven 1951.; Idem, *Studies in Taxation under John and Henry III*, New Haven 1914.

3. W. A. Morris, *The Medieval English Sheriff*, Manchester 1927.

4. 城戸毅「イギリスの国家財政」(『中世史講座6 中世の政治と戦争』学生社 1992年所収)。他にこの種の研究としては、佐藤伊久男「イングランドにおける財務府(Exchequer)の成立について」(服部幸司・小山貞夫編『法と権力の史的考察』創文社 1977年所収)、都築彰「12世紀イングランドの王家政と財務府」一橋論叢95-3 1986年) などがある。

5. S.B. Chrimes, *An Introduction to the Administrative History of Medieval England*, Oxford 1952.;F.Barlow, *The Feudal Kingdom of England*, London 1955.;G. O.Sayles, *The Medieval Foundations of England*, London 1948.

6. 「アンジュー帝国」の統治構造その他についての研究には次のようなものがあり、本文のこの前後の箇所の内容はそれらに従ったものである。まず、英国においては、J.Gillingham, *Angevin Empire*, London 1984.;Le Patourel, *Feudal Empires, Norman and Plantagenet*, London 1984, pp.8.289-308.;Idem, *The Norman Succession, 966-1035*, *EHR* 86, 1971, pp.255-250.アメリカにおいては、対象とする時代が少しずれているものの、同種の主題を扱っている研究として、C.W.Hollister, *Normandy, France and Anglo-Norman Regnum*, *Speculum* 51, 1976.また、フランスにおいては、Jacques Boussard, *Le Gouvernement d'Henri Plantagenet*, Paris 1956.;Idem, *Les Institutions de L'Empire Plantagenet*, F. Lot et R. Fawtier eds. *Histoire des Institutions Francaises au Moyen Age*, Paris 1957, pp.35-69.がある。この研究では各大陸所領の状況についても詳しい言及がなされている点が特徴である。我が国においては、都築彰 「『アンジュー帝国』の統合と解体」(佐賀大学教育学部研究論文集37-1(1)1989年 所収)、そして、佐藤伊久男「前期プランタジネット朝の歴史的地位」(吉岡昭彦編『政治権力の史的分析』お茶の水書房 1975年 所収)がある。後者の論文は、ル=パトレルの学説についての考察を起点として、「アンジュー帝国」の成立および崩壊とイングランドの「国民国家」形成との関連について議論を展開させたものである。

7. *Gesta Regis Ricardi Primi*, ed by W. Stubbs(Roll Series), London 1867, II,p.101

8. *Roger of Hoveden, Chronica Rogeri de Houedene*, ed. by W. Stubbs(Rolls Series) London 1875, III, p.235.

9. *Roger of Hoveden*, III,pp.240-242.

10.ヘンリー2世の治世初期においては、行政長官は国王が別に指名した「摂政」のもとで政務を行うことが常であり、また、その権限はあくまで国王の裁量に依存していた。国王不在時の行政権の委任が行政長官に委任されるのは、ヘンリーに対する王子たちおよび王妃の反乱(1173年)以降のことである。この部分の行政長官職についての議論は、以下のような研究に基づくものである。F.J. West, *The Justiciarship in England 1066-1232*, Cambridge 1966, passim.;S.B.Chrimes, *An Introduction to the Administrative History of Medieval England*, Oxford 1952, pp.33-44.; G.O.Sayles, *The Medieval Foundations of England*, pp.379-382.; W.L.Warren, *The Governance of Norman and Angevin England*, London 1987,pp.127-133.

11.リチャードの即位当初においては聖職者・世俗領主から各一名(ダラム司教・エセックス伯)が指名されて二人の行政長官がおかれた。*Roger of Hoveden*, III, p.28.その後、リチャードの十字軍への出発直前のエセックス伯の死に伴い王の側近のウィリアム・ロンシャンが後任に指名され前述のダラム司教との間で管轄地域が折半されるが、その後、すでに尚書部長官として権力を保持していたロンシャンが、ダラム司教を職から追って、単独の行政長官となった。*Ibid*, III, p.35.しかし、ロンシャンによるイングリ

ド行政府の事実上の全権掌握と強引な行政は国内の大貴族たち、特に王弟ジョンとの対立を招き、ジョンの画策によって失脚させられることとなる(1191年)。このように、リチャード1世の治世の初期においては、単独の行政長官という原則は守られなかったし、その立場も不安定なものであった。

12. ヒューバートの行政長官就任は1193年12月のことである。 *Ibid*, III, p.226.

13. 1193年3月のこと。 *Ibid*, p.213.; *Ralph de Diceto, Opera Historia*, ed. by W. Stubbs(Roll Series), London 1896, II, p.108.; *Gervase of Canterbury, The Historical Works of Gervase of Canterbury*, ed. by W. Stubbs(Roll Series), London 1879-1880, p.508.

14. 1198年のことである。また、このヒューバートの行政長官辞任の背景については様々な議論がされているが、紙面の都合上省略する。 *Roger of Hoveden*, IV, p.48.

15. この部分は、以下のような研究に従っている。 S. B. Chrimes, *An Introduction to the Administrative History of Medieval England*, Oxford 1952, p.43.; W. L. Warren, *The Governance of Norman and Angevin England*, pp.132-133.; E. Miller, *The Background of Magna Carta, Past and Present* 23, 1962, pp.72-73.

16. F. J. West, *The Justiciarship in England 1066-1232*, Cambridge 1966, pp.78-96.; S. B. Chrimes, *op. cit.* pp.33-44.

17. リチャードが十字軍の掃討に皇帝により逮捕・幽閉されてから解放されるまでの事実経過については K. Norgate, *Richard the Lionheart*, London 1924, pp.264-287に詳しい。また、リチャードが解放される際にその交換条件として皇帝と最終的に合意した内容は次のようなものである。・身代金として15万マークの支払い(うち10万マークについては至急・身代金の残りの担保としての人質の提供。この内容については、 *Roger of Hoveden*, III, p.216

18. F. J. West, *The Justiciarship in England 1066-1232*, Cambridge 1966, p.82. また、同様の趣旨は以下の研究にもみられる。 F. Barlow, *The Feudal Kingdom of England*, London 1954, pp.367-369.; J. C. Holt, *The Northerners; A Study in the Reign of King John*, Westport 1981, pp.144-149.

19. このタリッジ *tallege* と呼ばれる税は、科料としての税 (*donum*) と都市税 (*auxilium*) が複合して成立したとされ、国王の王領地支配の強化と平行して発達した。この税については、後の国民税 (*National tax*) の成立と関連して注目すべき議論が多くの研究者たちにより展開されているが、本稿については、趣旨からややはずれるので軽く触れるにとどめる。 R. Hoyt, *The Royal Demesne in English Constitutional History*, New York 1950, pp.107-124.; *Idem*, *Royal Taxation and the Growth of the Realm in Medieval England*, *Speculum* 25, 1950, pp.36-46.; G. L. Harriss, *King, Parliament, and Public Finance in Medieval England to 1369*, London 1975, pp.3-26.; B. P. Wolffe, *The Royal Demesne in English History*, London 1971, pp.22-24.; S. K. Mitchell, *Taxation in Medieval England*, New Haven 1951, *passim*.

20. *danegeld* の改革については、次に挙げるような諸研究を参照されたい。 S. K. Mitchell, *op. cit.*, pp.111-131, pp.176-177.; Harriss, *op. cit.*, pp.3-26.; W. L. Warren, *The Governance of Norman and Angevin England*, London 1987, pp.144-149.

21. ここで展開している財務府の機能分離についての議論は、以下に示すような研究に基づくものである。 H. G. Richardson and G. O. Sayles, *The Governance of Medieval England from the Conquest to Magna Carta*, Edinburgh 1963, p.210.; F. J. West, *The Justiciarship in England 1066-1232*, Cambridge 1966, pp.82-88.; B. Kemp, *Exchequer and Bench in the Later 12th Century, Separate or Identical Tribunals?*, *EHR* 88, 1973, pp.559-573.; W. L. Warren, *The Governance of Norman and Angevin England*, London 1987, p.126. オかし、機能分離の具体的な時期について

は諸説がある。

22. 研究によっては、この「計量に関する布告」をも財政面での目的に結びつける見方もある。Roger of Hoveden, IV, pp.33-34.; C. R. Young, *Hubert Walter*, Durham 1968, p.125.

23. 研究によっては、この「計量に関する布告」をも財政面での目的に結びつける見方もある。Roger of Hoveden, IV, pp.33-34.; C. R. Young, *Hubert Walter*, Durham 1968, p.125.

24. F. J. West, *The Justiciarship in England 1066-1232*, Cambridge 1966.; C.R.Cheney, *Hubert Walter*, London 1967.; C.R. Young, *Hubert Walter*, Durham 1968.などの論評による。

25. S. B. Chrimes, *An Introduction to the Administrative History of Medieval England*, Oxford 1952, pp.33-44.

26. セイルズは、同時に、次のジョンの治世におけるイングランドの反国王感情の強まりを、このような「強力な統治」の必要性が消滅したと結びつけている。G.O.Sayles, *The Medieval Foundations of England*, London 1948, pp.382-384.

27. J. C. Holt, *Magna Carta and Medieval Government*, London 1985, pp.3.67-83.

28. この部分において参照したのは次のような文献である。W. A. Morris, *The Medieval English Sheriff*, Manchester 1927.; R. Hoyt, *The Royal Domesday in English Constitutional History*, New York 1950, pp.92-107.; *The Memoranda Roll for the 1st Year of the Reign of King John*, ed. by H. G. Richardson (Pipe Roll Society), London 1943 (Introduction).; S. K. Mitchell, *Taxation in Medieval England*, New Haven 1951.; W. L. Warren, *The Governance of Norman and Angevin England*, London 1987, pp.133-144.; D. A. Carpenter, The Decline of the Curial Sheriff in England 1194-1258, *EHR* 91, 1976, pp.1-32.

29. この部分において参照したのは次のような文献である。W. A. Morris, *The Medieval English Sheriff*, Manchester 1927.; R. Hoyt, *The Royal Domesday in English Constitutional History*, New York 1950, pp.92-107.; *The Memoranda Roll for the 1st Year of the Reign of King John*, ed. by H. G. Richardson (Pipe Roll Society), London 1943 (Introduction).; S. K. Mitchell, *Taxation in Medieval England*, New Haven 1951.; W. L. Warren, *The Governance of Norman and Angevin England*, London 1987, pp.133-144.; D. A. Carpenter, The Decline of the Curial Sheriff in England 1194-1258, *EHR* 91, 1976, pp.1-32.

30. *Ibid.* 137-141.; C. R. Cheney, *Hubert Walter*, London 1967, p.93.; C. R. Young, *Hubert Walter*, Durham 1968, pp.50-52.; F. J. West, *The Justiciarship in England 1066-1232*, Cambridge 1966.

31. Roger of Hoveden, III, pp.263-267.但し、この巡回においては、州長官に対する「監査(Inquest)」は行われていない。このことについては、W.A.Morris, *op. cit.*, pp.137-138.

32. Roger of Hoveden, IV, p.5.研究者の間には、特に1194年を、州長官職の歴史の上での重要な転機とする主張がある。W.A. Morris, *op. cit.*, p.133.; D.A. Carpenter, The Decline of the Curial Sheriff in England 1194-1258, *EHR* 91, 1976, pp.5-8.

33. アンジュー朝におけるイングランドの軍事的状況と軍務奉仕の金納化については、次のような文献を参照した。S. K. Mitchell, *Taxation in Medieval England*, New Haven 1951, pp.165-190.; M. Powicke, *The Loss of Normandy*, Manchester 1913, pp.310-327.; *Idem*, *Military Obligation in Medieval England*, Oxford 1962, pp.48-62.; A.L. Poole, *Obligations of Society*, Oxford 1946, pp.35-56.; W.L. Warren, *The Governance of Norman and Angevin England*, London 1987, pp.144-160.; T.K. Keefe, *Feudal Assessments and the Political Community under Henry II and His Sons*, Los Angeles 1983, pp.41-89.また、我が国の研究でこの問題に関心を集中して扱っているものと

しては、富沢豊岸「ヘンリー2世時代の財政政策」（『文学論集』（関西大）創立百周年記念号（上）1986年所収）の459-462項の部分がある。

34. 例えば1174年の王子・王妃による反乱の鎮圧の際に、ウェールズの傭兵隊を活用している。Roger of Hoveden, II, p.65. また、この時期における傭兵への依存度の高まりについては、S.D.B. Brown, *Military Service and Monetary Reward in the 11th and 12th Centuries*, *History*, 74, 1989, pp.20-38.

35. *Ibid.*; P.D.A. Harvey, *The English Inflation of 1180-1220*, *Past and Present* 61, 1973, pp.3-30.

36. Keefe, *op. cit.*, pp.88-89.; Warren, *op. cit.*, p.155.; Mitchell, *op. cit.*, p.112, pp.114-117. また、研究によってはヘンリー2世が当初より軍役代納金を全国課税とすることを企図していたとしているものもある。Warren, *op. cit.*, p.155.

37. 導入の要因としては、そのほかに、軍役代納金の賦課率の固定性が指摘されている。この問題については、G. L. Harriss, *King, Parliament and Public Finance in Medieval England to 1369*, London 1975, p.10.; P.D.A. Harvey, *the Knight and Knight's Fee in England*, *Past and Present* 49, 1970, pp.41-42.

38. 即ち、軍役奉仕からの免除を希望する封臣たちは、軍役代納金の支払いとは別個に、国王により個別に指定された科料を新たに支払うことを求められることとなり、このことによって、軍役代納金と軍役奉仕免除との関係が消滅した。この部分については、S.K. Mitchell, *op. cit.*, pp.180-184.; Harriss, *op. cit.*, p.11.; Poole, *op. cit.*, pp.41-43.; S. Painter, *The Reign of King John*, Baltimore 1949, p.127.

39. 例えば、1204, 1205年には、名目的な戦鬪を口実として、軍役代納金が徴収されている。Painter, *op. cit.*, p.128.; Mitchell, *op. cit.*, pp.185-188. また、「マグナ=カルタ」の国王による不当な税の賦課を非難する条文の中に、非難の対象として、この軍役代納金が「税」として含まれている。Magna Carta, trans. by English Historical Documents, 1975, Clause 12.; S.K. Mitchell, *Studies in Taxation under John and Henry III*, New Haven 1914, p.20, p.74, p.125.; Warren, *op. cit.*, pp.164-169.

40. *The Great Roll of Pipe for the 6th Year of the Reign of King Richard I*, ed. by D.M. Stenton (Pipe Roll Society), London 1928 (以下 Pipe Roll Richard 6 Richard I と略記)

41. *The Chancellor's Roll for the 8th Year of the Reign of King Richard I*, ed. by D.M. Stenton (Pipe Roll Society), London 1930. (以下 *The Chancellor's Roll 8 Richard I* と略記)

42. 財務府文書の歴史、また特にその記述法については、R.L. Poole, *The Exchequer in the 12th Century*, Oxford 1912, pp.150-173. なお、イングランド中世における財務府の年度末は Michaelmas であり、文書における国王の治世の年度の表記も全てこれに従う。 *Ibid.*, pp.152-153.

43. ノルマンディー公領におけるこの種の文書の保存状況については、次のような研究において言及がなされている。J. C. Holt, *Magna Carta and Medieval Government*, London 1985, p.3-75.; *War and Government in the Middle Ages*, ed. by J. Gillingham and J.C. Holt, Exeter 1984, p.92.

44. このような例は史料の中に多数存在する。しかし、軍役代納金関係の徴収記事の中に別の税の賦課・徴収に関する記事が挿入されている場合は、その税の趣旨が軍役代納金のそれと区別されて明記されている場合が多いため、判別は必ずしも困難ではない。

45. 例えばドーセットおよびサマーセットの徴収状況についての聖職者関係の部分。 *The Chancellor's Roll 8 Richard I* p.226.; *The Great Roll of Pipe for the 9th Year of the Reign of King Richard I*, ed. by D. M. Stenton (Pipe Roll Society), London 1931 (以下 *Pipe Roll 9 Richard I* と略記) p.137.; *The Great Roll of Pipe for the 10th Year of the Reign of King Richard I*, ed. by D.M. Stenton (Pipe Roll Society), London 1932 (以下 *Pipe Roll 10 Richard I* と

略記) p.219.

46. 例えば「ノルマンディーの第二の軍役代納金」に関する、リンカーンシャーの記述。*The Chancellor's Roll 8 Richard I*, p.247.この記事において、末尾に記載されている五人の領主について、賦課の金額が記されていない。その次の年度の該当記事においても、そのような状況は変わっていない。*Pipe Roll 9 Richard I*, p.110.

47. *The Great Roll of the Pipe for the 7th Year of the Reign of King Richard I*, ed.by D.M.Stenton(Pipe Roll Society), London 1929 (以下 *Pipe Roll 7 Richard I* と略記) p.191.;*The Chancellor's Roll 8 Richard I*, p.229.ウォリックシャーにおいて徴収記事が開始されるのは1195年度からである。またラットランドについては(但し趣旨部分は *Primum Scutagium*) 1196年度より徴収記事が開始されている。

48.同様の記述の異同はデヴォンシャー、エセックスおよびハートフォードシャー、ラットランドにもみられる。*Pipe Roll 6 Richard I*, p.37,171,219.;*The Chancellor's Roll 8 Richard I*, p.229.;*Pipe Roll 10 Richard I*, p.21,p.130,p.179.

49.*Pipe Roll 9 Richard I*, p.158,p.218.;シュロップシャー、およびサリーについては徴収記事は1197年度より開始されている。

50.サセックス、ハンブシャー、ウィルトシャーにおいては本文に挙げたような趣旨の記述のあとに、「(ドイツからの) 帰還 [到着] のあとに」(*post reditum[adventum] domini regis*)という説明が更につけ加えられている。但し、趣旨記事そのものの性格に変化を与えるようなものではないと考えられる。*The Chancellor's Roll 8 Richard I*, p.27,p.67,p.87.

51.他に、世俗領主の場合、「家令」chamberlainを通じて納入している場合がある。また、事例としてはさほど多くないが、複数の負担者に対して一定の金額が賦課されて、それを彼らが折半して納入している例がある。例えばケントのB. についての徴収記事。*The Chancellor's Roll 8 Richard I*, p.287.

52. *Pipe Roll 6 Richard I*, p.174.;*Pipe Roll 7 Richard I*, p.134.;*The Chancellor's Roll 8 Richard I*, pp.140-143.;*Pipe Roll 9 Richard I*, p.2.;*Pipe Roll 10 Richard I*, p. 173.

53.他にはヨークシャーの例などがある。*Pipe Roll 6 Richard I*, p.119,p.162.;*Pipe Roll 7 Richard I*, p.90,p.161.;*The Chancellor's Roll 8 Richard I*, pp.174-184,pp.237-247.;*Pipe Roll 9 Richard I*, pp.50-58,pp.101-110.;*Pipe Roll 10 Richard I*, pp.34-38,pp.50-58.

Sheet1

軍役代納金の徴収状況

地域名	A				B				C			
	総	未	未	未	総	未	未	未	総	未	未	未
Buckinghamshire/ Bedfordshire	17	7	3	1	15	4	6	1	11	1	4	1
		10		2		11		5		10		3
Berkshire	29	?	0	0	31	22	2	0	26	0	0	0
		?		0		9		2		26		0
Cambridgeshire/ Huntingdonshire	12	5	0	0	12	2	2	0	12	0	4	0
		7		0		10		2		12		4
Cornwall	5	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
		4		0		0		0		0		0
Cumberland	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0
		2		0		2		0		1		1
Devonshire	13	3	2	0	13	2	4	0	8	0	6	0
		10		2		11		4		8		6
Dorsetshire/ Somersetshire	24	14	2	0	31	7	6	0	26	6	11	1
		10		2		24		6		20		10
Essex/ Hertfordshire	22	13	8	0	19	0	13	0	28	4	19	2
		9		8		19		13		24		17
Gloucestershire	13	0	1	0	12	0	11	0	4	0	3	0
		13		1		12		11		4		3
Hampshire	22	17	2	0	16	11	15	12	19	15	17	13
		5		2		5		3		4		4
Herefordshire	13	3	0	0	15	6	4	2	14	6	5	4
		10		0		9		2		8		1
Kent	5	0	4	0	12	3	6	0	16	7	2	0
		5		4		9		6		9		2
Lancaster	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		0		0		0		0		0		0
Lincolnshire	17	0	8	0	16	0	10	0	16	0	7	0
		17		8		16		10		16		7
London/ Middlesex	1	0	0	0	1	0	1	0	2	0	1	0
		1		0		1		1		2		1
Northumberland	6	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
		5		0		0		0		1		0
Norfolk/ Suffolk	15	0	6	0	17	2	2	0	23	3	5	3
		15		6		15		2		20		2

Sheet1

Nottinghamshire/ Derbyshire	12	7 5	2	2 0	11	6 5	2	2 0	8	3 5	3	2 1
Northamptonshire	26	20 6	3	0 3	16	10 6	5	2 3	24	17 7	21	17 4
Oxfordshire	24	18 6	3	0 3	17	4 13	10	1 9	20	2 18	7	0 7
Rutland	8	3 5	0	0 0	8	3 5	0	0 0	5	2 3	1	0 1
Shropshire	11	1 10	3	0 3	11	1 10	3	0 3	12	4 8	7	0 7
Staffordshire	8	2 6	3	0 3	6	2 4	1	0 1	6	0 6	0	0 0
Surrey	1	0 1	0	0 0	1	0 1	0	0 0	2	0 2	0	0 0
Sussex	13	1 12	4	0 4	13	1 12	6	0 6	14	1 13	8	0 8
Warwickshire/ Leicestershire	14	0 14	2	0 2	15	0 15	12	0 12	8	0 8	6	0 6
Wiltshire	19	6 13	1	0 1	15	3 12	2	0 2	21	5 16	3	0 3
Worcestershire	6	0 6	0	0 0	6	0 6	3	0 3	9	0 9	3	0 3
Yorkshire	25	0 25	5	0 5	25	0 25	4	0 4	9	0 9	1	0 1

表の上段：州長官が徴収を担当したもの

表の下段：その他の納入手段によるもの

総：賦課総数

未：納入未完了者